

## 厚木市指定地域密着型サービス事業所に係る外部評価の実施回数の 緩和の適用に係る事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知）の2の（3）の外部評価の実施回数を2年に1回とすること（以下「実施回数の緩和」という。）について、神奈川県における指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の取扱いについて（平成21年9月1日適用）に基づき、厚木市（以下「市」という。）が指定した認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）に対し、実施回数の緩和を適用することにより、外部評価の円滑な実施に資することを目的とする。

### (実施回数の緩和の適用要件)

第2条 実施回数の緩和の適用を受けるための要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前5年間において、継続して外部評価を実施していること。この場合において、実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、前5年間において継続して実施していることとした要件の適用に当たっては実施したものとみなす。
- (2) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において実施した外部評価について、神奈川県認知症対応型共同生活介護の外部評価機関選定要綱（平成15年7月1日施行。以下「県外部評価機関選定要綱」という。）に規定された自己評価、外部評価結果及び目標達成計画を市長に提出していること。
- (3) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を6回以上開催していること。
- (4) 前号に規定する運営推進会議の構成員に市の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「市職員等」という。）が含まれており、かつ、実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に市職員等が1回以上出席していること。
- (5) 県外部評価機関選定要綱に規定された自己評価及び外部評価結果のうち、外部評価項目の2、3、4及び6の実施状況（外部評価）が適切であること。

### (実施回数の緩和の適用)

第3条 事業者は、前条に規定する要件を満たす厚木市指定地域密着型サービス事業

所（以下「事業所」という。）について、実施回数の緩和の適用を受けようとする場合は、当該年度の4月30日までに、外部評価の実施回数の緩和に係る申請書（第1号様式）に要件を満たすことを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書類の内容を審査した結果、要件を満たしていると判断した場合は、当該事業所について実施回数の緩和を適用することができる。

3 市長は、前項の規定による実施回数の緩和を適用した場合は、当該事業者に対し、外部評価の実施回数の緩和に係る適用通知書（第2号様式）により通知するとともに、神奈川県に対し、その旨を通知するものとする。

（適用の取消し）

第4条 市長は、実施回数の緩和を適用した事業所について、第2条に規定する要件のうちいずれかの要件を満たさない事実を確認した場合等、実施回数の緩和の適用を取り消すべきと判断したときは、当該実施回数の緩和の適用を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。